

## 西海市教育委員会（令和7年第1回定例会）会議録

期 日：令和7年1月29日（水） 午後2時15分開会

場 所：大瀬戸コミュニティセンター 2階第1会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、矢吹 希巳代、武宮 智、谷口 久美子

出席者：教育次長 田口 春樹

教育総務課 課長 岩永 勝彦

課長補佐 山下 健悟、森下 直也

学校教育課 課長 高尾 晃

参事 園田 喜美子

社会教育課 課長 尾崎 淳也

課長補佐 白濱 義晴、大石 克也、係長 岩下 淳

傍聴者：なし

### 1. 開会

○教育長

ただいまから、令和7年第1回定例教育委員会を開会いたします。

### 2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に矢吹委員、武宮委員を指名いたします。

### 3. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

### 4. 教育長諸報告

○教育長

二十歳のつどい

西海市消防出初式

アートのまち西海作品展

第2回西海市青少年スポーツ振興基金運営委員会

第20回西海市少年の主張大会

第4回長崎県都市教育長協議会

## 5. 議事

日程第1「議案第1号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（教育費補正予算第6号）」

### ○教育長

日程第1「議案第1号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（教育費補正予算第6号）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

### ○教育次長

「議案第1号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（教育費補正予算第6号）」になります。提案理由ですが、令和6年度西海市一般会計補正予算第6号中、教育費の補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を求められたことに対して、原案のとおり了承する旨申し出ようとするものです。

次に2ページ3ページを開いていただいてよろしいでしょうか。今回の補正予算につきましては、社会教育費の公民館費の方で補正予算を計上しております。内容といたしまして、西海市大瀬戸町雪浦の雪浦地区公民館改修事業で歳出予算が134万5千円の追加になります。補正後の教育費全体の予算ですが、20億2,144万5千円という額となっているところです。この雪浦地区公民館改修事業ですが、昨年12月9日にですね、地区の公民館長より連絡があったのですが、ちょうど雪浦地区の公民館につきましては国道沿いにてですね、整備がされている公民館になります。国道側の壁の一部がですね、化粧材のような形のちょうど本庁舎のですね、外壁を見ていただければ分かるのですが、そのような形状でのタイルがですね、要は崩落するという事故が起こっております。それに係るその被害については、現在ないところではあるのですが、やはり現地を確認しますと、やはり改修しないと、やはりその利用者あるいは国道の歩道を通る一般の市民の方ですね、そういった方々に被害を及ぶであろうということで、今回、予算を計上しているところです。

予算の内容ですが、外壁改修工事に係る実施設計業務の経費を計上しているところです。次の4ページを開いていただいてよろしいでしょうか。先ほどから説明しております雪浦地区公民館改修事業ですが、市が2月にですね、臨時議会で予算を計上いたします。3月末までに、この設計業務については、終わらない予定になっておりますので、この予算をですね、契約後に繰越しをするというふうな形で考えているところです。

議案第1号に係る提案理由の説明については以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

### ○教育長

議案第1号の説明がありましたが、質疑ありませんか。よろしいでしょうか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第1号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(教育費補正予算第6号)」は、原案のとおり可決されました。

**日程第2**「議案第2号 西海市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第2「議案第2号 西海市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第2号 西海市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」です。本議案の提案理由ですが、西海市部活動の地域移行推進により、部活動が休日から段階的に地域クラブへ移行していくことから、体育施設の使用料の減免について、教育委員会の認定を受けた地域クラブについても部活動と同様の取扱いとするため提案をするものです。

次の2ページが、規則の一部を改正する規則になります。まず6ページ、本改正のポイント等に基づいて説明をさせていただきたいというふうに思います。

ポイント1「今回の改正の理由」については、提案理由と重複しますので、省略をさせていただきたいと思います。

ポイント2「教育委員会の認定とは」ということでまとめております。西海市地域クラブ認定制度における西海市地域クラブ認定申請書を教育委員会へ提出し、教育委員会の公認団体として認定されるということが要件になっております。

ポイント3「改正後、各団体がどのような減免区分となるのか」ですが、ちょうどその一覧表形式です。7ページに分かりやすいような形でまとめておりますので、ご覧になっていただきたいと思います。その中で、説明の前に一部と訂正をお願いしたいのですが、主な団体というところのちょうど真ん中のところですね。子供対象の文化団体、ここに下線を引いておりますが、これちょっと下線を引くべきところがなかったところがありますので、これはもう下線を削除していただきたいと思いますというふうに思います。

まず、1番上の区分という列ですね、ここを見ていただきたいと思います、(1)から(9)までですね、その団体の区分に応じたことで区分分けをしております。その中で、これまでの(1)から(3)、そこに新たに(4)として「教育委員会の認定を受けた地域クラブ」というのを追加しております。下のほうにですね、率というところの、列行がありますけれども、使用料については全額免除、冷暖房についても全額免除ということで、これまでの中学校の部活動で生徒が使う状態あるいは、その市内の小学校に在学する児童で組織されたスポーツ団体が利用する場合ですね、これと同様の取扱いをするということ

で改正をしているところです。

施行期日については本年4月1日から施行する予定にしております。

ページ戻りますが3ページをお開きください。新旧対照表になります。この中で、先ほど説明したように、第4条というところに使用料の減免規定がございます。その中で、それぞれの団体を(1)から、新たに(9)までとするということで、その内容については先ほど説明したとおりになっております。あわせて、第2項に、実際の使用料の減額及び免除についてどのような減免をするのかというところを、分けて区分をしているのですが、そこに係る分は、先ほど説明したような形の区分わけをしているということになります。提案理由については以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長

議案第2号の説明がありました。質疑ありませんか。北島委員、どうぞ。

○北島委員

内容については特段ございませんが、後ほど社会教育課さんの方でもですね、この地域移行推進計画についてご説明頂くようですが、現状でこの一部改正をして、その適用となる地域クラブというの目安と言いますか、目途って言うかですね、そういった状況をちょっとお聞きできればと思います。

○社会教育課長

北島委員のご質問にお答えします。地域クラブの現状でございますけれども、今、各地区、各学校ともですね、部活動としてやっておりますけれども、私どもの地域クラブのモデルのクラブとしまして、バレーボールのクラブSUAOというところを、一応モデル事業として、今年度ですね、上げておりますので、そちらが一つ、状況としては出てくるかなというふうに思っていますし、あとサッカーのクラブも、一応そういうふうな地域クラブの意向をお示しいただいていたんですけれども、今、ちょっといろんな内容もですね、踏まえて、進捗がなかなか進んでない状況がございますが、今可能性があるクラブとしましては、その二つのクラブになるかというふうに思っております。

○教育長

はい、よろしいでしょうか。ほかに質疑はございませんか。はい、武宮委員どうぞ。

○武宮委員

ちょっとお尋ねしたいのですが、7ページの下の方に、\*印で「本区分はあくまで目安であり、各団体の活動内容や営利等により認定区分を審査会において決定します」とありますが、この営利というのがですね、どれぐらいあって、区分が変えられるかという目安みたいなのが決まっているのでしょうか。地域クラブとなったときに、クラブが運営していく上の収入というものが、その辺と、どんなふうに関わってくるのかというのが気になっています。

○岩下係長

今の委員のご質問にお答えいたします。先ほど、今ご質問ありました営利というところになるのですが、こちらはもちろん、これで物凄くこう利益が出るような組織に関しましては、減免規定にも当たらないというところなのですが、その中身についてはですね、もちろん教育委員会の中で協議します。また、認定基準につきましては、ほかの市町のほうも、この認定基準を設けているので、県内の状況を見ながらですね、西海市だけ特別に営利が動かないようなですね感じで、県内で足並みを揃えていければと思っております。明日には、地域の担当者会議等もありますので、そこら辺で、議題として出してください、詰めていこうと思っております。以上です。

○教育長

はい、よろしいでしょうか。矢吹委員どうぞ。

○矢吹委員

すいません。7ページの主な団体の社会教育関係団体の上から3番名の「生活学校」という団体は、こういった団体なんでしょうか。教えていただければと思います。

○社会教育課長

申し訳ありません。今ちょっと手元に資料等ございません。後ほど、お答えさせていただきたいというふうに思います。申し訳ございません。

○教育長

はい。後ほど、ということをお願いします。他に質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第2号 西海市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

**日程第3**「議案第3号 西海市教育支援センター設置要綱の一部を改正する告示の制定について」

## ○教育長

日程第3「議案第3号 西海市教育支援センター設置要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

## ○教育次長

はい。「議案第3号 西海市教育支援センター設置要綱の一部を改正する告示の制定について」です。本議案の提案理由ですが、西海市教育支援センターにおいて、より効果的な支援体制を構築するため、要綱の一部の内容を改正しようとするものです。より効果的な支援体制の構築というところですが、登校チャレンジ期間の廃止、そして巡回支援・見守り支援の廃止と大きく二つ分かれるような内容になっております。

登校チャレンジ期間ですが、令和3年11月の定例教育委員会で、このチャレンジ期間を設置するというので、この設置要綱の改正をご提案し、審議をした上で可決いただいている内容です。3年間登校チャレンジ期間を設置してきたのですが、やはり見直すべきところになっているだろうという判断のもとにですね、今回、改正案を提案するというような形になっております。

そうしましたら、次に6ページ、改正のポイントをご覧になっていただければよろしいでしょうか。今回の一部改正の理由ですが、大きく三つに整理をさせていただいております。一つ目が「支援の個別化の必要性」ということで、登校チャレンジ期間のような固定的な期間、これはちょうど3月1日から月末までということに設定をしておるのですが、その期間における登校刺激や教育支援センター支援員による巡回支援は、必ずしも全ての児童生徒にとって、最適な支援方法ではない場合があるということが判明しております。より個へ個別化された支援を提供するために、柔軟な支援体制を構築する必要があるというふうに考えております。

2点目といたしまして、心理的負担の軽減ということでまとめております。児童生徒にとっては、登校チャレンジ期間そのものが心理的な負担となっている。昨年度は期間中に登校できた児童生徒は、実績を確認いたしましたら、1人もいなかったというような状況もあります。また、その保護者にとっては、期間限定的な介入が登校を急かすように感じる場合があり、登校期間中に児童生徒が学校へ登校できない場合、教育支援センターへも通室できないことから、子供の居場所が家庭のみとなってしまう、家庭内での様々なストレスを増大させさせている現状も確認できましたので、保護者の心理的な負担が実際大きくなっているという状況も確認ができております。

また、三つ目として、学校との連携強化ということで、登校チャレンジ期間という固定的な期間に指導員の巡回支援等を行うのではなく、日常的に学校との密な連携を通じて、より効果的な支援体制を構築するということが求められているということ認識しております。この登校チャレンジ期間の設置にあたりまして、実際、設置をすることによる効果であるとかですね、あるいはデメリット的なですね、ご意見も実際、令和3年のときにいたご意見をいただいたところでもあります。ただ、実際その現状を把握して、こういった形で設定することによって、子供たちの実際の登校に向けた支援を行いたいということで了解をいただいたところもございます。やはり見直すべきところはですね、見直して行って、より子供たちの支援につながるような形の体制を整えたいということで今回提案をしているところです。

施行時期につきましては、告示の日から施行するというので、今年度の3月ですね、本来であればチャレンジ期間の設定がされる予定ですが、今年度から無しというふうな形でですね、考えているところです。よろしくご審議の方をお願い申し上げます。

#### ○教育長

はい。ただいま議案第3号の説明がありました。先ほどありましたように、委員の皆様の中にはですね、改正のときに、いろんなご意見があったと私も記憶しているんですけど、3年を経て見直すべきは見直そうということで提案したものであります。何か、ご質疑ございませんか。はい、北島委員、どうぞ。

#### ○北島委員

不登校の問題にはですね、本当に事務局はじめ関係者の皆様、学校の先生方ですね、本当に向き合っていただき、時には心を痛められたりとか、我が子のこととしてですね、対応していただいていることに、本当に感謝申し上げたいなあというふうに思っております。

そういった中で昨日、今日ですが、もう本当にショッキングなニュースで、全国の小中学校の自殺者数が更新されたという報道がありました。本当に若いつていうかですね、今からが人生というところで、そういった決断に至る、いろんな心境とか環境とかあるのかもしれないけれども、リセット文化ではないですけども、非常に人生に対する考え方っていうのはなかなか大人や親から伝わって行ってないというところも、子供たちの教育感・教育環境というか、その生活環境の問題も非常に大きいなというふうに私もですね、1人の人間として思うわけなのですけれども、そういった中で、実は、他市の身内で1人、中学校の1年生でほとんど学校に行けなくなって、いろんな、本人の理由もあったし、また、生活の環境の問題も、大きくあったと思うんですが、何とか3年生になってからですね、本当にいろんな働きかけ方をしながらですね、少しずつ部活であったりとか、それから学校に向くようになって、最終的には何とか、私立の方なんですけれども、高校の方にも受験ができて、一応、合格の目途が立ったというようなことですね、先ほど自殺の話じゃないのですけれども、夢とか希望とか将来とか、やっぱりそういったものを常々、学校の先生ばかりお願いするわけじゃないのですけれども、やはり何かこう語らうような仲間とか、そういったものを語らうようなところも非常に大事だし、こういった問題を、実は高齢者でいうと、いかに死んでいくか、終活というのとまた若干違うんですが、いかに生きて、いかに最期を迎えるかっていうことを、本当に元気なうちに話そうということ、ずっと医師会の先生方も含め、我々介護の分野もやってるんですが、同じように逆に若くても、どう将来つくっていくかという物すごく大事ななと思ってます。ぜひ、例えば、いろんな時間で、道徳の時間もそうなのでしょうけど、いろんなテーマでそういったことがあるのでしょうが、ぜひ希望とか、夢とか、そういったことを語れるような場面をたくさんつくっていただきたいなあと思っています。

具体的にこれについてはいろいろと、また試行錯誤されると思うのですが、予想のところで聞くと、このチャレンジ期間ではなくて、学校に行くにしても、そのクラスではなく

チャレンジ教室みたいなのところを活用するとか、いろんな試みを試されてされていらっしやるみたいなので、まずは敷居を低くできるような、試みを、いろいろと試行錯誤していただければなあと思っております。よろしくお願いたします。

○教育長

貴重なご意見ありがとうございます。他に質疑等ございませんか。武宮委員、どうぞ。

○武宮委員

細かい部分で、あれなのですけど。登校チャレンジ期間っていうのを見直すことによって、方向性としては学校に復帰するっていうことよりも、そのことがプレッシャーになって、家族が苦しんでいるということで、そういう方向ではない別の形で支援していくっていうような体制を作っていくという大きな方向性としては、そっちのほうに切替えていくようなイメージでしょうか。

○学校教育課長

はい、ありがとうございます。前回の改正のときは、あくまでも教育支援センターというのは、学校へ復帰を目指すための施設であって、最終的には年度内に学校に足を運んでもらいたいっていうお願いがあってですね、改正がなされたと思うのですけども、実際、その現実としては、教育支援センターを利用している児童生徒さん、それから関わってる保護者さんというのは、中々、その学校に入っていくことが「やっぱり難しかった」というのが現実問題、現実としてあってですね、ですので、私どもが今回、もう一旦元に戻すという、目的は何かというと、やはり、この2月まで1年間ずっとこう継続して教育支援センターを利用していたので、そこで年度末まで、しっかりと支援センターの指導員であるとか、先生方が関わりを続けていくということで、維持すると言いますか、1年間の繋がりを維持して、次の年度、新たな学年に上がったときに、一つ学年が上がったら行ってみようとか、そういったところの働きかけがですね、できるようになればいいなということで考えたところであります。ゆくゆくは最終的には、もう学校復帰をというところになります。はい。

○武宮委員

柔軟な対応になっていくということで、理解しました。ありがとうございます。

○教育長

ご理解頂けましたでしょうか。他に質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第3号 西海市教育支援センター設置要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

**日程第4**「報告第1号 令和6年度教育・文化・スポーツ功労表彰被表彰者の追加決定に係る臨時代理の承認について」

○教育長

日程第4「報告第1号 令和6年度教育・文化・スポーツ功労表彰被表彰者の追加決定に係る臨時代理の承認について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

はい。「報告第1号 令和6年度教育・文化・スポーツ功労表彰被表彰者の追加決定に係る臨時代理の承認について」です。本報告の提案理由ですが、令和6年度教育・文化・スポーツ功労表彰被表彰者の追加決定について、別紙のとおり臨時代理により処理したのでこれを報告し、承認を求めるものです。参考条文を1ページ下段に記載をしておりますが、本来であれば、教育委員会を開催して、委員の皆様のご意見頂くところですが、招集をして、意見をいただく時間的などころがなかったということで、臨時代理による処理をしたというようなものになります。

内容につきましては、4ページ、教育・文化・スポーツ功労表彰調書をご覧になっていただきたいと思います。今回、追加をするスポーツ顕彰の対象者である森七菜実さんは、西彼農業高等学校の高校生になります。功績概要には記載をしておりますが、その中での1番下の大会ですね、九州選抜大会、これの64キロオーバー級で優勝しております。この大会自体が、1月19日に宮崎市で開催されて、その結果が出たということで、教育委員会を招集する暇がなかったというような状況になっております。この大会の結果ですが、スナッチで60キロ、ジャークで80キロで合計140キロで、九州地区における優勝という結果で、本日の表彰式については、森さんも含めたところの表彰をさせていただきたいというふうに思っております。それでは、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長

ただいま、報告第1号の説明がありました。質疑はありませんか。はい。北島委員、どうぞ。

○北島委員

すいません。臨時代理の規定ですとか、プロセスの確認なのですが、通常、専決事項等は対象項目があったりとかいたします。そのことと、それからこの表彰に関する規則の中で、決定の項目等があれば教えていただければと思いますけれども。

○教育総務課長

はい。まず、臨時代理の方法につきましては、1 ページ目のところにありますとおり、教育委員会教育長の事務委任規則に基づいて、招集する暇がないと判断したときに行わせていただく処理になっておりまして、今回の表彰につきましてははですね、決定させていただきます。

決定事項については、森さんの分の決定ということでよろしかったですかね。

○北島委員

一般的な一般論として、決定のプロセスです。

○教育総務課長

表彰者の定例教育委員会に諮るためのプロセスにつきましてははですね、通常の。

○北島委員

すいません。ちょっとなぜ質問したかっていうところを改めて、お話しするんですけども。実際この案件自体がですね、その重要案件ではないということで、もしかしたらその、こういった代理で既決決議をされるという項目だったのかっていうことですね。暇がないと言われましたけども、もし教育委員会で決定するということになって、本当に暇がなければ別なんですけども、もちろん、ご連絡も頂きましたし、全く異論はないんですけども、例えば本当に、やはりそのガバナンスということを考えてときには、持ち回りということも可能なわけです。そういったところがいわゆる専決事項が群発するということ余りないようにですね、今回のことについて、ちょっと改めてお聞きしたところです。その辺り、回答できますか。

○教育次長

まず、教育委員会表彰の、要は決定に至るまでのプロセスですけども、まずはその表彰に当たってその推薦団体であったりですね、そういったところから推薦調書を頂くわけなんですけど、それに基づいて、実際その表彰の基準がございますので、それに照らし合わせて、庁内で選考委員会を、まずは開催をします。

○北島委員

選考委員会につきましてはなかったわけですね、入っておりませんが、最終的に、でも決まったわけですよ。はい、決まりで。

○教育次長

それでですね、選考委員会を開催するにあたって、やはりその高校の方から今回、高校の方から出てるんですけども、推薦書を出していただいております。これは具体的には、事務局の方で、実際こういうふうに該当するのではないかとということで、実際に投げかけをしているんですけど、推薦書が来たところで、庁内での選考委員会を開催をしております。教育委員表彰につきましては、選考委員会の結果に基づいて教育委員会に諮るというふうな規定がございます。ですから、本来であれば、教育委員会に諮らなければいけない

ということになります。教育委員会の会議規則にも、地方教育行政の法に基づいた議決事項と、あと、その教育委員会の会議規則に決められた議決事項があります。それに該当するというので、教育委員会で本来言えば、かけなければいけない案件になります。ただ、提案理由にも説明したように、やはりその委員からですね、持ち回りの議決であったりとか、そういった方法があったんじゃないかと、確かにおっしゃるとおりではあるのですが、今回につきましては臨時代理で処理をさせていただいたと。併せまして、ご本人へのご案内であったりとかですね、表彰式の期日が決まっていたところもあってですね、中々その各委員に持ち回りでするっていう、中々そういった時間も取れないだろうという判断のもとですね、今回、このような処理をさせていただいたというところです。

○北島委員

はい。事情はよく分かりましたので、ただいま申し上げましたように、規定としては、教育委員会に諮るべきもの、できるだけ臨時ではなくてですね、いろんな努力をしていただければなというふうに思いました。

○教育長

他に質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。報告第1号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「報告第1号 令和6年度教育・文化・スポーツ功労表彰被表彰者の追加決定に係る臨時代理の承認について」は、原案のとおり承認されました。

○社会教育課長

はい。教育長

○教育長

社会教育課長、どうぞ。

○社会教育課長（議案第2号の質疑「生活学校の実態」に対する回答）

すいません。先ほどの矢吹委員からのご質問の「生活学校」についてでございますけれども、地域の方がそれぞれが暮らす中での問題点であったりとか、様々な問題を解決する

ための場として、旧町時代からあった内容でございまして、実際、今、この分の生活学校ということに対しての申請というのは、もうございません。今回のご指摘もございましたので、今後の改正でありますとか、見直しについても、検討するべきところではないかなと思っております。特に女性の方々が、例えば公民館とかに集まって、いろんな料理教室であったりとか、料理を作って談話をするような会であったりとかっていうところも含まれてくるのかなというのはあるんですけども、現状としては、応募申請等々も特にはあがってきてない状況ではございます。以上でございます。

○教育長

よろしいでしょうか。それでは、以上で本日の議事は全て終了いたしました。

6. その他

各課報告（資料により報告）

次回の定例教育委員会：2月21日（金）午前9時30分から

7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。（午後3時20分閉会）

署名

令和 年 月 日

教育委員 \_\_\_\_\_

教育委員 \_\_\_\_\_

職員 \_\_\_\_\_